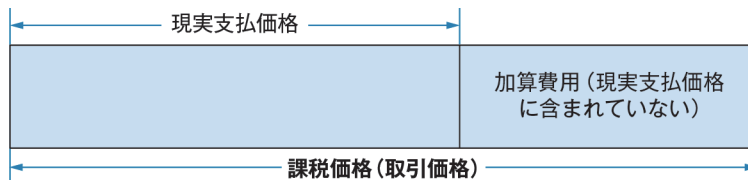


(4) 現実支払価格に加算すべき費用（加算要素）

前述までの現実支払価格に、その含まれない限度において次の費用を加えた価格を**取引価格**といい、これが**課税価格**となる。

現実支払価格に次の加算要素に該当する費用等の額を加算する場合には、客観的なかつ数値化された資料に基づいて行わなければならない。

なお、当該費用等に係る客観的なかつ数値化された資料がないときは、関税定率法第4条の2（同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定）以下の規定により課税価格を決定することになる。



① 輸入港到着までの運賃、保険料その他の運送関連費用

例：運賃、保険料（輸入貨物の輸入港までの運送に関して実際に要した保険料）、コンテナ賃借料、倉庫料、保管料、積込荷役料等

しかし、加算しない例外として次のようなものがある。

・災害等運賃特例

輸入港までの運送が天災、戦争など特殊な事情の下で行われたことにより、通常必要とされる運賃等の額を**著しく超える**場合には、**通常必要とされる運賃等の額**が加算される。

・航空運送貨物に係る課税価格の特例

（詳細は第1章5に記載）

問題4

🕒 30 秒

次の記述の下線部について、正しい場合には○、誤っている場合には正しい内容に改めなさい。

輸入貨物に保険が付されていない場合は、通常必要とされる保険料を見積もって課税価格を計算することとされている。

▼ 解答欄



輸入港までの運賃、保険料及びその他当該運送に関連する費用は、買手により負担されるものであるかを問わず、現実支払価格に含まれない限度において、当該現実支払価格に加算される。

② 輸入貨物に係る輸入取引に関し、買手により負担される手数料又は費用

・ 仲介料その他の手数料（買付手数料を除く）

輸入取引成立のために仲介者や売手の代理人が業務を行った場合、買手が支払う手数料は加算される。

問題5



次の記述について、課税価格に加算される場合には○、算入されない場合は×を書きなさい。

- ① 輸入貨物の買い付けを、第三者に委託した場合の手数料
- ② 輸入貨物の生産のための部品の買い付けに係る業務を委託した者に対する手数料

▼解答欄

- ①
- ②

・ 輸入貨物の容器の費用

関税が軽減又は免除される容器以外で、輸入貨物の通常の容器と同一の種類及び価値を有するものに限る。

・ 輸入貨物の包装に要する費用

包装に要する費用には、材料費や人件費その他の費用を含む。

③ 買手により無償で又は値引きして提供した物品又は役務の費用

これを提供するために要した取得費用、運送費用、保険料等もこの費用の額に含める。

・ 輸入貨物に組み込まれている材料、部分品等



ただし、我が国の法律に基づき、表示することが義務付けられている事項のみが表示されているラベルは加算されない。

・ 輸入貨物の生産のために使用された工具、鋳型等

生産された貨物のうち、一部を本邦へ輸入し、残りを第三国へ輸出した場合には、工具等の費用の総額を本邦への輸入分とそれ以外とで（ ）して加算する。

・輸入貨物の生産の過程で消費された物品

生産ロスが見込まれた（ ）も加算する。

工具、鋳型、生産の過程で消費される物品等は、取得するために要した費用を加算するが、買手が生産した場合又は買手が特殊関係にある生産者から直接取得した場合には、物品の生産に要した費用が加算される。

・本邦以外において開発された技術、設計、考案、工芸及び意匠等、輸入に関する役務

この場合、技術等に係る契約がされた場所や、開発者の国籍は関係ない。

役務の費用は、買手が役務の提供を受けるために通常要する費用を加算するが、買手が特殊関係にある開発者から直接提供を受けた場合には、役務の開発に要した費用を加算する。

また、役務が提供されるまでの間に加工等による価値の増加、消耗等による価値の減少があった場合は、その額を加算又は控除する。

問題6

🕒 1分

次の記述について、課税価格に加算される場合には○、算入されない場合は×を書きなさい。

- ① 本邦で開発した T シャツの絵柄（50,000 円）を買手が売手にインターネットで提供した費用
- ② 買手は、T シャツの生産に必要な生地でデザインがプリントされたものを 300,000 円で購入し、売手に無償で提供する。なお、当該デザインは本邦において開発されたものである。

▼解答欄

①

②

④ 特許権等の使用の対価

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及び著作隣接権並びに特別の技術による生産方式その他のロイヤルティ又はライセンス料の使用に伴う対価は加算する。



本邦において複製する権利を使用する対価は加算されない。

⑤ 売手帰属収益

買手による輸入貨物の処分又は使用による収益で、直接又は間接に売手に帰属するものとされているものは加算する。

ただし、その額が（ ）なものに限る。

「輸入貨物の処分又は使用による収益」とは、当該輸入貨物の再販売その他の処分又は使用により得られる売上代金、賃貸料、加工賃等を構成するものをいう。

複数の輸入貨物に係る上記①～⑤の運賃等が一括して支払われる場合には、当該運賃等を個々の輸入貨物の数量等に応じた合理的な方法により按分して、当該輸入貨物の課税価格に算入する。

ただし、次に掲げる費用等の額の加算について輸入者から希望する旨の申し出があり、かつ、課税上その他特に支障がないと認められるときは、当該費用等の額は、便宜特定の輸入貨物の課税価格に一括して算入することとして差し支えない。

・③の費用

・①、②、④及び⑤に掲げる費用であって、個々の輸入貨物への按分が困難と認められるもの

(5) ソフトウェアを記録したフロッピーディスク等の課税価格

ソフトウェアを記録している媒体（キャリアメディア）の課税価格は、そのソフトウェアとキャリアメディアの価格が区別されている場合は**キャリアメディアの価格**とする。

ただし、記録されているソフトウェアが（ ）及び（ ）の場合には、その映画及び音楽自体のソフトウェア価格と記録媒体である DVD-ROM との価格が区別されていても、映画及び音楽自体のソフトウェアの価格は**課税価格に含めなければならない**。



「ソフトウェア」とは、

データ処理機器の運用に関係する計算機プログラム、手順、規則又はデータ処理機器に使用されるデータをいう。ただし、サウンド、シネマチック及びビデオ・レコーディングは含まない。

「キャリアメディア」とは、

磁気テープ、メタルテープ、磁気ディスク、カードその他これらに類するものでソフトウェアを運搬又は貯蔵するための物品をいう。

(6) 転売（洋上・保税）

① 貨物が洋上において転売された場合には、その運送途上の転売が**本邦へ到着することとなる最終の輸入取引**となり、この取引を基礎として課税価格を決定する。

